

川西市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 26 日

川西市長 越田 謙治郎

川西市条例第 22 号

川西市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

川西市福祉医療費の助成に関する条例（昭和 49 年川西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「第 41 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 41 条の 3 の 11 第 2 項」に、「80 万円」を「809,000 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川西市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に要する費用の助成について適用し、同日前に受けた医療に要する費用の助成については、なお従前の例による。